

規 則

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十五号

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項中「歩道等」の下に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同表第四項中「第二号ロ(1)」を「第二号ロ(1)」に、「かご」を「籠」に改め、同表第三十二項の次に次の二十項を加える。

36	35	34	33
第六号ロ(2)	第六号ロ(1)	(二) 第六号イ(1)	(一) 第六号イ(1)
移動等円滑化された通路と共用通路の出入口に	移動等円滑化された通路と共用通路の出入口の有効幅	旅客特定車両の乗降口に係る通路に設ける戸の有効幅	旅客特定車両の乗降口に係る通路の有効幅員
九十センチメートル。ただし、構造上の理由によりやむを得ない	九十センチメートル。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、八十センチメートル	九十センチメートル。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、八十センチメートル	一・四メートル。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員は一・二メートル

42	41	40	39	38	37	
第六号ト(2)	第六号ホ(3)	第六号ニ(3)	第六号ニ(2)	第六号ニ(1)	第六号ハ(1)	
乗降場の縦断勾配	旅客特定車両停留施設の乗降場の縦断勾配	移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの踏み段の有効幅	移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の高さ及び踊場の踏み幅	移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の縦断勾配	移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの籠の寸法並びに籠及び昇降路の出入口の有効幅	設ける戸の有効幅
八パーセント	八パーセント。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント	高さは七十五センチメートル、踏み幅は高さ七十五センチメートル以内ごとに一・五メートル	高さは七十五センチメートル、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合においては、十二パーセント	一・二メートル。ただし、階段に併設する場合においては、九十センチメートル	籠の内法幅は一・四メートル、内法奥行きは一・三五メートル。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。籠及び昇降路の出入口の有効幅は八十センチメートル	い場合においては、八十センチメートル

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43
(二) (ロ) 第六号又(1)	(二) (イ) 第六号又(1)	(四) 第六号リ(7)	(二) 第六号リ(7)	(六) 第六号リ(6)	(五) 第六号リ(6)	(五) 第六号リ(5)	(二) 第六号リ(5)	第六号リ(3)	第六号ト(3)
乗車券等販売所等の出入口に設ける戸の有効幅	乗車券等販売所等の出入口の有効幅	便所の出入口に設ける戸の有効幅	便所の出入口の有効幅	便房の出入口に設ける戸の有効幅	便房の出入口の有効幅	便所の出入口に設ける戸の有効幅	便所の出入口の有効幅	小便器の受け口の高さ	旅客特定車両停留施設の乗降場の横断勾配
八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	八十センチメートル	三十五センチメートル	一パーセント。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント

附 則

この規則は、公布の日から施行する。